

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-2】取締役会の役割・責務(2): 経営陣幹部の意思決定の支援と「インセンティブ

当社において、役職員の立場は常に公平であり、提案を妨げる環境にはありません。

経営陣幹部(当社においては「参与及び部長」をいいます。)は担当する職務を遂行する上での課題を認識し、経営会議等の議論の場において、問題点とその解決策の提示を行います。

提案者と取締役及び経営陣幹部とは、関連で公平正大な議論を行っております。

また、経営陣幹部の報酬は、生活給的要素を考慮し、能力並びに前年度の業績貢献等に基づき評価した号俸に応じた固定給としております。

【補充原則4-2-1】業績連動報酬・自社株報酬の割合の適切な設定

各取締役及び監査役の報酬は、「役員報酬規程」で、公平な人事に基づく役付に応じて決定しており、生活給的報酬を考慮し、固定給としており、ストックオプション等の業績連動型の報酬及び役員賞与はありません。

【原則4-11】確保のための前提条件

社外監査役のうち、1名が公認会計士であり、長きにわたり会計業務に従事しており、財務・会計に関する適切な助言を行っております。

取締役会全体としての実効性に関する分析・評価については、今後検討してまいります。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性の分析・評価

取締役会全体の実効性についての分析・評価につきましては、現在実施しておりません。

当社は企業規模その他の事情を総合的に考慮し、その実施の必要性を含め、速やかに検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】政策保有株式

当社は、政策保有株式はもちろん、リスクの高い有価証券投資は行っておりません。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、子会社との販売代理店取引、代理店管理委託取引、マーケティング委託取引及びこれらに付随関連する取引以外に関連当事者取引を行う予定はなく、過去にもこれらの取引以外の関連当事者取引の実績はありません。また、役職員並びにその関係者の支配する会社との取引を、コンプライアンス規程にある「行動指針」にて公私の区別を厳しくする旨、定めており子会社との取引以外の関連当事者取引に関しては一切行いません。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 経営理念等・戦略・計画

当社は、以下の経営方針を掲げ、Quality&Valueをビジネスコンセプトに、安全性、快適性、ファッション性等に優れた高品質で、高付加価値のプレミアムヘルメットの製造販売に特化致しております。

★世界一の品質

★世界一のコスト競争力

★世界一楽しい会社

当社の製造する二輪乗車用ヘルメットは、全てMade In Japanであり、それが故に安全性、機能性、ファッション性を両立しています。また、業界で唯一ジャストインタイム(トヨタ生産システム)を取り入れ、確実なコスト管理を実施するとともに、「カイゼンは永遠にして無限」の下、継続してコストの低減に取り組んでおります。

当社は、以下の「商品戦略」、「生産戦略」、「市場戦略」を融合させた三位一体の事業展開を進めることによって、現在のプレミアムヘルメット市場でのトップシェアの地位を更に盤石なものにしてまいります。同時に顧客満足度の提供に軸足を置き、全てのステークホルダーの満足度を高める所存であります。

1. 商品戦略

高品質、高付加価値商品に特化し、集中的に経営資源を投入し収益拡大を図る。

2. 生産戦略

高度な技術の内部蓄積を推進し、同時にジャストインタイムを始めとする徹底したコスト管理により、品質とコストにおいて業界ナンバーワンの高い競争力を維持する。

3. 市場戦略

世界市場の深掘りと顧客密着の販売体制を構築し、プレミアムヘルメット市場での世界中全ての国々でトップシェアを目指す。

(2) ガバナンスの基本的な考え方と基本方針

当社は、株主・投資家の皆様からお預かりした資金を、効果的かつ健全に運用し、生み出した利益につきましては、ステークホルダーへの充分な還元を心がけております。

常なる収益確保と健全で透明な企業活動の維持と成長のために経営の指針として、「経営の基本方針」並びに「行動指針」等を掲げ、役職員一丸となって実施しております。

(3) 役員等の報酬の決定方針と手続

経営陣幹部の報酬は、年俸制となっており、年1回、取締役の合意により、決定しております。また、取締役及び監査役の報酬(退職慰労金を含む)につきましては、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額及び監査役の報酬限度額をそれぞれ決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、「役員報酬規程」で、公平な人事に基づく役付に応じた決定しており、生活給的報酬を考慮し、固定給としております。従って、業績連動型の報酬体系ではない為、役員賞与等はありません。

各取締役及び監査役の退職慰労金額についても、「役員退職慰労金規程」で公平な人事に基づく役付に応じた決定しております。なお、社外役員は対象としておりません。

(4) 役員等の指名の方針と手続

経営陣幹部には、(イ)会社運営の基本的方針に基づいて、部もしくはこれに相当する包括的な独立分野の業務運営と(ロ)経営的技術的なスタッフとして、会社運営の基本的方針の策定に参加できる人物を選任致します。経営陣幹部の選任は、業務担当取締役の推薦により行っており、実務能力並びに業績貢献度に加え、中長期的視野で経営に参画できる人物が否かに重きをおき、社外を除く取締役全員の合議によって決定しております。

取締役には、当社が企業規模と業務面から役員にも現場感覚が求められるため、従来から業務執行と監督を分離しておりませんでしたので、平成26年12月19日開催の定時株主総会で社外取締役1名を選任する迄は、当該業務に精通した経験豊かな経営陣幹部を昇格させておりました。また、社外取締役につきましては、客観的・中立的な立場で当社経営に様々な角度から意見を述べていただけるよう、各分野の専門家を選任しており、平成27年12月22日開催の定時株主総会でさらに1名増員し、社外取締役2名体制として当社業務執行の監督体制を強化致しております。

また、監査役の選任については、以下の候補者選任基準を設けております。

当社が選任する監査役候補者は、次の基準のいずれかを満たすもので、かつ当社監査役としてその職務を適切に遂行できると当社が判断する者であることを要する。

1. 当社取締役または監査役として、当社の経営に関与したことがある者。
2. 当社の部長職として、3年以上経理業務、総務業務、経営企画業務または内部監査役業務に従事したことがある者。
3. 他社の取締役または監査役として、企業経営に関与したことがある者。
4. 弁護士、公認会計士等の資格を有し、その専門知識、経験等を監査役として発揮できる者。

(5) 役員等の個々の選任・指名の説明

株主総会招集通知の決議議案において、各候補者の略歴を記載しております。

社外取締役以外の取締役は経営陣幹部からの昇格を基本としておりますので、特に選任理由については記載しておりませんが、社外取締役並びに監査役については、選任理由を記載しております。

【補充原則4-1-1】経営陣への委任の範囲

取締役会は、会社の事業運営に係る重要な事項についての決議を行っておりますが、取締役会規程において「取締役会付議基準」を設けており、その付議基準に抵触しない事項については、「組織管理規定」に定めるところにより、その決定を経営陣幹部に委ねております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

平成26年12月19日開催の定時株主総会で社外取締役1名(マクロ経済学者)を選任し、さらに平成27年12月22日開催の定時株主総会で社外取締役1名(弁護士)増員し、社外取締役2名体制にいたしました。また、当社におきましては、選任した2名の社外取締役の他、社外監査役2名(うち、1名が独立役員)の体制であり、役員の3分の1以上が独立役員であります。十分な企業統治が可能であると判断しておりますが、今後、株主・投資家との統治体制についての議論の中で、更なる対応が必要かどうかを検証してまいります。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社の社外取締役には、当社との取引のない独立性のある人物に限定しており、客観的・中立的な立場で当社経営に様々な角度から意見を述べていただけるよう各分野の専門家を選任しております。今後におきましても、その方針の基、会社運営を行っていく所存であります。

【補充原則4-11-1】取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方

当社は企業規模及び業務面から役員にも現場感覚が求められると考えており、当社の取締役のうち、代表取締役会長・社長及び社外取締役以外は経営陣幹部を兼務しており、主要な業務を担当しております。また、社外取締役2名は、独立性の高い各部門の専門家(大学教授、弁護士)であり、当社経営に様々な角度から意見を述べて戴いております。常勤監査役は上場会社の監査役経験者であり、社外監査役は公認会計士並びに会社経営の経験者であり、当社経営の監視並びに適切な助言を戴いております。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況

毎事業年度の「事業報告」において開示しております。

現在、上場会社の役員を兼務している取締役・監査役は1名のみ(社外監査役)であり、当社監督業務に支障はないものと考えております。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性の分析・評価

取締役会全体の実効性についての分析・評価につきましては、現在実施しておりません。

当社は企業規模が小さく、その実施の必要性を含め、検討してまいります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

社外役員については就任時において、当社を理解していただくため当該業務の担当取締役が業務説明を行うとともに、生産現場の見学とその内容説明を行うことにより認識を深めていただくよう努めております。

また、全役員に対しては、必要に応じてインサイダー取引の防止やコーポレートガバナンス・コード等、法令遵守の観点から重要なものについては、外部セミナーを併用して必要な知識の習得に努めております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

株主、投資家の皆様には、常に公平な姿勢で接するように努めており、経営陣並びにIR担当部署(経営管理部)による、個人投資家向け説明会の開催並びに機関投資家、マスコミ、金融機関対象の決算説明会を始めワンオンワンミーティング等により、積極的な対話に努めております。

また、外国人投資家の持ち株比率は32.3%(平成27年9月期)であり、外国人投資家との透明度の高い誠実な対話とIR活動を続けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
昭和電工株式会社	888,000	6.44
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	738,900	5.36
アルク産業株式会社	700,000	5.08
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15PCT TREATY AC COUNT	608,700	4.41
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT — CLIENT ACCOUNT	594,400	4.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	546,600	3.96
株式会社太陽	500,000	3.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	489,600	3.55
山 田 勝	410,000	2.97
明和産業株式会社	400,000	2.90

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

該当ありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 慶一郎	学者											
清水 匡輔	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 慶一郎	○	平成3年3月 東京大学大学院修士課程修了(数理工学専攻) 平成3年4月 通商産業省(現・経済産業省)入省 平成10年8月 シカゴ大学大学院博士課程修了(経済学) 平成19年6月 経済産業研究所上席研究員 平成22年8月 一橋大学経済研究所教授 平成25年4月 慶應義塾大学経済学部教授(現任) 平成25年4月 経済産業研究所ファカルティフェロー(現任) 平成26年12月 当社社外取締役就任(現	(社外取締役選任理由) 中央官庁並びに経済産業研究所での豊富な海外経験や経済への知見を有しており、それらをグローバルなプレミアムヘルメット事業拡大を目指す当社経営に生かせるものと期待しております。 (独立役員指定理由) 東京証券取引所の定めるガイドラインの要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため独立役員として指定しております。

		任)	
清水 匡輔	○	平成17年11月 司法試験合格 平成19年9月 ポールヘイスティンクス法律事務所・外国法共同事業入所 平成21年4月 ときわ法律事務所入所 平成24年7月 佐藤総合法律事務所入所(現任) 平成27年12月 当社社外取締役就任(現任)	(社外取締役選任理由) 会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有し、企業法務での豊富な実務経験やコンプライアンスへの知見から、それらをグローバルなプレミアムヘルメット事業拡大を目指す当社の経営に生かせるものと期待しております。 (独立役員指定理由) 東京証券取引所の定めるガイドラインの要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社におきましては、会計監査、監査役監査及び内部監査において会計監査人、監査役及び内部監査室が相互に連携し、且つ情報交換を行っております。また、会計監査については主に会計監査人が、業務監査については主に内部監査室が実施することとしており、実施に際しては互いの監査計画及び監査結果を交換し、会計監査人の監査講評の際には、常勤監査役及び内部監査室長が出席しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小出 豊	公認会計士													
山上 欣二	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小出 豊	○	昭和50年11月 監査法人太田哲三事務所入所 昭和59年1月 小出公認会計事務所代表就任（現任） 平成10年3月 当社監査役就任（現任） 平成19年6月 株式会社日本セラテック監査役就任 平成23年6月 東京産業株式会社監査役就任（現任）	（社外監査役選任理由） 当社会社更生手続開始時より、財務・経理・会計面の指導を受けており、財務・経理・会計面で有効な意見が受けられると考え、社外監査役としての職務を遂行するに適任であると判断しております。 （独立役員指定理由） 東京証券取引所の定めるガイドラインの要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため独立役員として指定しております。
山上 欣二		昭和37年3月 株式会社岡村製作所入社 昭和47年10月 協同プラント株式会社取締役社長就任 平成8年1月 株式会社アルク取締役副社長就任 平成11年12月 当社監査役就任（現任） 平成14年5月 株式会社アルク常勤監査役就任	（社外監査役選任理由） 当社取引先である株式会社アルクの副社長・監査役を歴任され、経営者として有効な意見が期待できること並びに監査役の実務経験もあることから、社外監査役としての職務を遂行するに適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
特記すべき事項はありません。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示。 取締役を支払った報酬総額147,794千円、社外取締役に支払った報酬総額8,400千円（株主総会決議による報酬限度額：170,000千円）であります。なお、本報酬総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額29,136千円が含まれております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、「役員報酬規程」で、公平な人事に基づく役付に応じて決定しております。業績連動型の報酬体系ではない為、役員賞与等はありません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役(社外監査役)に対するサポート体制として、情報伝達を円滑にするためにE-mail等を利用し取締役会、監査役会での議案や審議内容などを事前に確認できるようにしており、また、必要に応じて事前に説明を行うことしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役を含め全監査役が毎月開催の取締役会に出席し参考意見を述べる等、経営監視機能の強化を図っております。

また、最低月1回の取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。その具体的な執行状況については、取締役及び部長以上の従業員で構成される経営会議(原則月1回開催)にて、指示・確認を行っております。特に重要な情報については、取締役会及び経営会議にてその取扱いを周知徹底するとともに、「情報取扱規程」、「コンプライアンス規程」及び「インサイダー取引防止規程」の厳格な運用により情報の管理を行っております。

商品の企画・開発、生産販売、品質管理、人事評価等特別な業務については、随時会議を招集し、会議の目的に応じた関係者(構成員)の協議により、業務執行の決定を行っております。

監査の状況は以下の通りであります。

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室(構成員は1名)を設置し、当社のみならず海外連結子会社においても、法令遵守の状況並びに社内規程の運用状況及び内部統制の有効性等の検証を定期的の実施し、チェック・指導をしております。平成27年9月期の会計監査につきましては、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役には、従来、長期的視野を以て、株主並びに従業員の為に働く人材を選定してきており、企業規模からも業務執行と監督を分離しておりませんでした。当社経営陣を客観的・中立的な立場で監督しうる取締役を外部から選任することで企業統治体制が強化できるものと考え、平成26年12月19日開催の定時株主総会で社外取締役を1名選任、さらに平成27年12月22日開催の定時株主総会で1名を追加し、社外取締役2名体制となっております。

監査役会は監査役3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。

社外監査役には、客観的な視野や幅広い視野に立って当社の経営を監視し、活発な意見・提言を行っていただき、取締役会の中立・公正性を高め、経営監視・監督体制として十分に機能させ、企業統治の強化を図っております。

一般株主と利益相反のおそれがない社外取締役2名並びに監査役3名のうち1名について、株式会社東京証券取引所の定める独立役員としても同取引所に届け出ております。

以上の理由から、社外取締役並びに社外監査役を含めた業務執行状況の監督・監視機能により、経営監視体制が機能し、経営の透明性、健全性が保たれるものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1～2回	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2016年11月25 日（決算並びに翌期見通し説明） 代表取締役社長による決算説明会を定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	事業報告書、財務データ、決算情報（四半期毎）、決算情報以外の適時開示 資料、会社説明会開催内容	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制について

- (1) 本体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備及び維持管理を図るとともに全役職員へコンプライアンス意識の周知徹底を図ります。
- (2) 社外取締役を継続して置くことにより、業務執行取締役に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- (3) 監査役は、独立した立場から、「業務の適正を確保するための体制」の整備状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- (4) 独立した組織として設置している社長直属の「内部監査室」は、「業務の適正を確保するための体制」の整備状況を監査し、必要に応じて、その改善を促します。
- (5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (6) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「コンプライアンス規程」の中に社内通報に関する体制を規定することにより、当社における法令等違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- (7) 社外取締役並びに監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。
- (8) 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図ります。
- (9) 取締役及び使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともにこのような団体・個人とは一切の関係を持たず、その不当要求に対しては組織的な対応を行い、毅然とした姿勢で対応します。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- (1) 取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報(電磁的情報を含みます)については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に検索可能な状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持します。
- (2) 社外取締役並びに監査役から求められたときは、取締役の職務執行に関する重要な文書を適時閲覧に供することができるようにします。
- (3) 会社の重要な情報の開示に関連するルールを明文化し、法令等及び取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

3 リスクの管理に関する規程その他の体制について

- (1) リスク管理体制の構築のため「リスク管理規程」を制定し、個々のリスクに対する会社の対応方法を定め、損害の拡大防止を図る体制を整備します。
- (2) 取締役は、当社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて「リスク管理規程」に基づき、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じ、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。
- (3) 取締役は、大規模災害や新型インフルエンザの流行等の会社事業運営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、自然災害等の対策計画を策定するとともにその計画を毎事業年度モニタリングします。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 本体制の基礎としての社外取締役を含む取締役会を、適時適切に開催します。また、事業運営に係る重要事項については、取締役及び部長によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て業務の執行を決定します。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織管理規程」に定めるところにより、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に定める本社への承認申請・報告制度の徹底を図るとともに、必要に応じてモニタリングを行います。
- (2) 取締役は、子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (3) 本社経理部門長を推進責任者とした財務報告に係る内部統制推進体制を設置し、取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき、当社及び子会社各社の財務報告の信頼性の確保のための体制を整備します。なお、その評価・改善結果は、定期的に取締役会に報告します。
- (4) 本社は、子会社の独立性を尊重しつつ、また海外においては当該国の法令・慣習等の違い等も勘案し、当社及び子会社から成る企業集団における「業務の適正を確保するための体制」を踏まえて「SHOEI 行動指針」の子会社への周知徹底に努めます。
- (5) 子会社各社は、自社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて、親会社の取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき定期的に評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じます。
- (6) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の監査部門に報告するとともに、遅滞なく当該子会社の社長にも報告し、それらへの対応を迅速に行います。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に関する事項、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項について

- (1) 監査役を補助すべき使用人(以下、「監査役補助者」という。)を置いた場合には、監査役補助者の人事評価は監査役が行います。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意を必要とします。
- (2) 監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。また、法務部門、リスク管理部門、財務経理部門及び内部監査部門等は、監査役の求めにより監査役の監査に必要な調査を補助します。

7 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務・業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告します。また、監査役はいつでも当該事項に関しては、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めます。
- (2) 「コンプライアンス規程」の遵守により、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての監査役への報告体制の適切な維持を図ります。
- (3) 子会社は、親会社の取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上

の重要事項についての本社の監査部門への報告体制の適切な維持を図ります。

- (4)「コンプライアンス規程」の遵守により、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項について報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保します。

8 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について

- (1) 監査役の職務の執行について生ずる費用等は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用等を負担します。
(2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎事業年度、予算を設けます。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
(2) 業務執行取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役及び使用人等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
(3) 業務執行取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
(4) 代表取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、内部監査室との連携を図れる環境を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力と一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合に、これに屈することなく毅然とした態度で対応します。また、反社会的勢力の排除に向けた対応については、「反社会的勢力対策マニュアル」を制定し、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としている他、新規取引開始迄にすべての継続取引予定先のチェックを行っており、既存取引先についても定期的にチェックしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けており、コーポレート・ガバナンスの観点からも、会社情報の適時開示は極めて重要なものと認識しております。

また、投資情報としての重要事実等の社内情報管理を徹底するとともに、インサイダー取引に接触しないよう社内規程の徹底遵守、内部情報管理体制の報告・開示体制を構築しております。

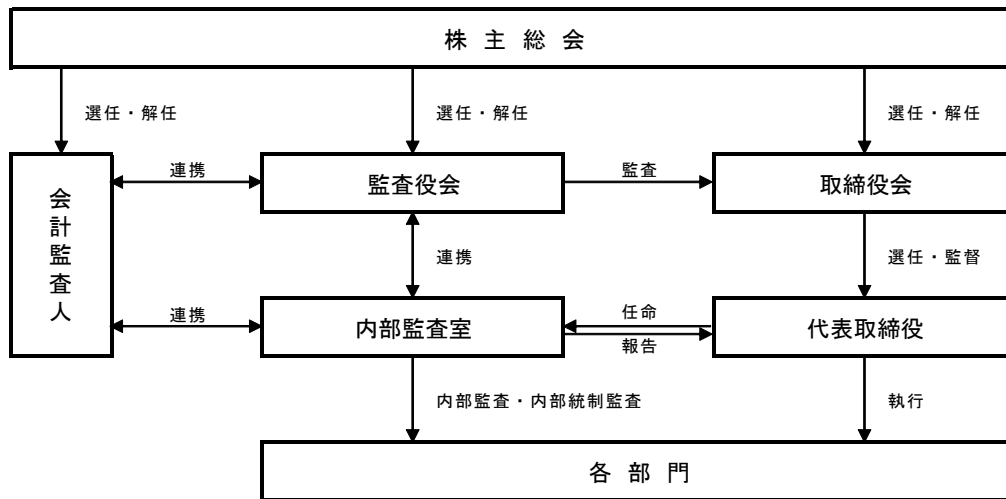
2. 会社情報の適時開示については、経営管理部長を「情報取扱責任者」とし、経営管理部内に専担者を設置するとともに、連結子会社との連携を図り、当社グループ内の各部署からの情報の集約並びに管理に努めております。また、その情報が適時開示情報であるか否かにつき、常時注意を払うとともに適時適切に開示するよう努めております。

なお、機関決定を必要とする重要な情報につきましては、機動的に取締役会を開催し、承認手続きを経て開示しております。

また、適時開示の手続きは別添フローの通りであり、開示書類を情報取扱責任者が確認後、適時開示を行っております。

3. その他、投資家保護の観点から、開示内容につきましては誤解が生じないよう記載するように努めており、内容によっては、顧問弁護士、会計監査人等のアドバイスを受けております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制概要】

